

令和 7 年第 9 回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 2 5 日

朝霞市農業委員会

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	令和 7 年第 9 回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和 7 年 8 月 2 5 日（月） 午後 3 時 0 0 分から午後 3 時 2 4 分まで	
開催場所	朝霞市民会館ゆめばれす 会議室 2 0 1	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和 7 年第 9 回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

令和7年第9回朝霞市農業委員会総会

令和7年8月25日（月）

午後3時00分から

午後3時24分まで

朝霞市民会館ゆめぱれす 会議室201

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

13番 高野 正芳 委員 15番 増田 恵子 委員

3 提出議案

議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第34号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

議案第35号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

4 諸報告

（1）報告第9号 会長専決について

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（１９人）

会	長	高橋	隆
委	員	槁本	広明
委	員	高木	清
委	員	飯倉	文雄
委	員	富岡	勇一
委	員	須田	哲也
委	員	浅川	明彦
委	員	野島	淳
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	小寺	哲雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	石原	実
委	員	坂井	嘉市
委	員	高野	政江
委	員	高橋	秀明

欠席委員（１人）

委	員	燕木	勝美
---	---	----	----

事務局

事	務	局	局次長	佐藤	たかみ
事	務	局	主 任	根古谷	哲
事	務	局	主 事	芦田	磨哉

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・佐藤事務局次長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和7年第9回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第9回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。8月も終わろうとしています、まだまだこの猛暑が続きそうでございます。各地でやはり高温による作物への被害が出たりしているようでございます。今後もこのような高温が続くとなると、作物においても高温障害に強いものを選択するとか、あるいは耕作時期の変更というような必要性が出てくるのかなというように、難しい時期に入ってきたのかなと思っています。またそれと同時に作物を作る農家の皆様は引き続きまた熱中症対策は十分にやっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日も提出議案が4議案程ございますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○事務局・佐藤事務局次長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を高橋会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

13番 高野 正芳委員と15番 増田 恵子委員のお二人にお願いいたしま

す。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

令和7年8月25日提出

番号 1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

大字台字■■■■■■、田、畑、323平方メートル

借受人

[illegible]

貸出人

[illegible]

転用目的、駐車場敷地、農地区分、2種

調査説明委員、渡邊 忠委員

こちらの議案につきましては、昨年３月の総会で許可相当になり、４月１６日付けで許可が下りているものです。当時は一時転用、３年以内のものということで申請されたんですが、今回、恒久転用、この先もずっと使いたいということで内容変更をするための申請になっています。

番号 2

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字下内間木字■■■■■■■■、田、畑、677平方メートル

借受人

■■■■■■■■■■ ■■■■

貸出人

[illegible]

転用目的、資材置場及び駐車場（敷地拡張）、農地区分、2種

調査説明委員、高野 正芳委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第 32 号 1 番につきまして、渡邊 忠委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渡邊委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は8月23日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第2種農地にあたると判断いたします。

事務局の説明にあったとおり新たな工事は行わないとのことで、権利事由は許可日から50年間の賃貸借権の設定となります。

申請理由でございますが、事務局の説明のとおり、当初、一時転用として申請し、許可となったものを恒久転用に変更するために今回の申請をするものです。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、ほかの場所では譲受人の要望を満たす場所がなかったことから、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、新たな費用負担は生じないことから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、前回の申請時に行った被害防除を継続することから適当であると考えます。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。朝霞第九小学校から国道254号バイパス方面に向かい、台交差点を左折します。左折後すぐに側道に入り、160メートル程進んだら右折します。アンダーパスをくぐり、50メートル程進んだら左折し、約140メートル進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第32号1番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第32号1番につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第32号2番につきまして、高野 正芳委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高野 正芳委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は8月14日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第2種農地にあたると判断いたします。

工事計画は、10月1日から12月20日まで行い、権利事由は10年間の賃貸借権の設定となります。

申請理由でございますが、譲受人は申請地の隣地で現在使用している資材置場が手狭となり、市街化区域や第3種農地で探したものの見つからず、代理人に相談したところ、譲渡人と合意に至ったことから、今回の許可申請に至ったとのこと。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、ほかの場所では譲受人の要望を満たす場所がなかったことから、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書などにより確認できることから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、申請地の周辺には農地がなく、被害が生じた場合には対応するとのことから、適当であると考えます。

申請地の位置ですが、4ページをご覧ください。県道の新盛橋東交差点から国道254号線に入り、500メートル程進んだら左折します。道なりに280メートル程進んだら右折すると、約30メートル先の右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第32号2番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第32号2番につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第33号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは6ページをご覧ください。

議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

令和7年8月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

根岸台■■■■■■■■、畑、畑、1,053平方メートル

根岸台■■■■■■■■、畑、畑、785平方メートル

次に、特例適用農地の耕作状況について申し上げます。対象の農地は作付け準備中であり、適切に農地を管理していることを確認しております。

申請地の位置ですが、7ページをご覧ください。朝霞第二小学校から柊塚古墳方面に向かい、柊塚古墳の手前で右折し、40メートル程進むと左手に申請地があります。さらに40メートル程進むと右手にも申請地があります。また、朝霞第二小学校から根岸台二丁目交差点方面に約180メートル進むと左手に申請地があります。

次に、10ページをご覧ください。朝霞駅方面から県道をさいたま市方面に向かい、根岸台第4分団交差点を左折したら50メートル程先の左手に申請地があります。そこから150メートル程先のY字路を右側に進み、約60メートル先を左折すると、突き当たりにも申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第33号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を適格者として証明することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第33号につきましては、適格者として証明することに決しました。

次に、議案第34号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは13ページをご覧ください。

議案第 34 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

令和7年8月25日提出

番号 1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

西原■■■■■■、畑、畑、322平方メートル

申請人

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

買取り申出事由の生じた者

☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
☐ ☐
☐ ☐

買取り申出事由 農業の主たる従事者が故障したため。

買取り申出事由が生じた日 令和7年6月25日

証明を必要とする理由 生産緑地法第10条の規定に基づき買取りの申出をするため。

調査説明委員、高木 清委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

こちらの議案につきましては、前回の総会で許可となったんですが、その後分筆があった関係で、みどり公園課から再度、分筆後の買取り申出する部分だけを証明してほしいという話があったため、再度申請されたものです。

以上でございます。

○高橋会長

議案第 34 号につきまして、高木 清委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高木委員

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願に対する調査は、8月21日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請人及び買取り申出事由の生じた者の住所・氏名、買取り申出事由、買取り申出事由が生じた日、証明を必要とする理由は事務局の朗読のとおりです。

今回の証明事項として、農業の継続を不可能とさせる故障の生じた者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったかどうかですが、故障が生じる前まで、本人は露地野菜を中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしていました。

申請地の位置ですが、14ページをご覧ください。北朝霞駅交差点を出発して武蔵野線の高架をくぐったらすぐに右折し、次の角を左折します。60メートル程進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第34号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第34号につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに決しました。

次に、議案第35号「生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について」を議題といたします。

それでは事務局、議案の朗読をお願いします。

○根古谷主任

それでは16ページをご覧ください。

議案第35号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

令和7年8月25日提出。

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

次の１７ページ以降をご覧ください。

今回の議案の案件に係る生産緑地地区につきましては、２０ページの変更概要書にお示しした８地区となっております。

この生産緑地地区につきましては、次の２１ページから２７ページまで、それぞれ担当課であります、みどり公園課から案内図が添付されております。

また、４地区については、行為制限が解除されたことに伴い、生産緑地地区の一部を削除や統合することについて、今回、意見を求められたものでございます。

以上でございます。

○高橋会長

本議案は、生産緑地法施行規則第１条に基づき、別紙変更案について農業委員会に対し意見を求められたものでございます。

議事日程２０ページ、変更概要書をご覧ください。２０ページの生産緑地地区について、意見を求めます。

意見はございますでしょうか。

（「意見なし」との声あり）

ただ今、「意見なし」との発言がございました。

今回の変更案については、「意見なし」で決定してよろしいかお諮りします。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないようですので、議案第３５号につきましては、意見なしとすることに決定いたしました。

次に、諸報告を行います。報告第８号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、９月２５日（木）午後３時からです。場所は、中央公民館・コミュニティセンター１階集会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・佐藤事務局次長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第9回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

1 3 番 高野 正芳 委員

1 5 番 増田 恵子 委員

令和7年9月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員